

チケット追加販売受託枚数に関する確認書

指定管理者やまとみらい サントリーパブリシティサービス株式会社(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)は

甲乙間で令和 年 月 日に締結したチケット販売業務に関する覚書(以下「当該覚書」という)につき販売受託枚数について新たに合意した事項がある為、確認書を締結するものとする。

| | | | | | | | | |
|----------|------------|---|----|---|---|----|---|---|
| 公演名 | 当該覚書の定めによる | | | | | | | |
| 公演日時 | 当該覚書の定めによる | | | | | | | |
| 公演場所 | 当該覚書の定めによる | | | | | | | |
| 販売受託期間 | 令和 | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 | 日 |
| 追加販売受託枚数 | 席 | (| 円) | × | 枚 | | | |
| | 席 | (| 円) | × | 枚 | | | |
| | 席 | (| 円) | × | 枚 | | | |
| | 席 | (| 円) | × | 枚 | | | |
| | 席 | (| 円) | × | 枚 | 合計 | | 枚 |
| 販売・払戻手数料 | 当該覚書の定めによる | | | | | | | |

指定管理者やまとみらい サントリーパブリシティサービス株式会社(以下「甲」という。))と

(以下「乙」という。))とは、

上記の公演にかかるチケットの販売について、下記のとおり確認書を締結する。

- 第1条 本確認書は甲乙間にて締結された当該覚書につき追加受託枚数の定めを行うものとする。
但し、公演場所により追加受託枚数は下記の通りとする。
メインホール:最大100枚 サブホール:最大30枚
- 第2条 甲乙必要と認めたときには、協議の上、覚書の全部または一部を解除することができる。当該解除その他乙の責めに帰すべき事由により、甲が損害を受けたときには、乙は当該賠償の一切につき賠償する。
- 第3条 本確認書に定めのない事項については、当該覚書の定めによる。
- 第4条 当該覚書及び本確認書の内容に疑義がある際は、甲乙協議の上解決するものとする。

この確認書の証として、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県大和市大和南1-8-1
大和市文化創造拠点 やまと芸術文化ホール
Tel. 046-259-7591
館長 三須 博之

印

指定管理者やまとみらい
サントリーパブリシティサービス株式会社
適格請求書発行事業者登録番号 (T3010001005556)

乙

印

適格事業者番号 無 有 T